

第4号議案

平成30年度

亀岡市地域下水道事業特別会計予算

## 平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算

平成30年度亀岡市の地域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ779,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成30年2月26日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 167,716
	1 使用料	167,716
5 財産収入		121
	1 財産運用収入	121
6 繰入金		468,450
	1 繰入金	468,450
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		13
	2 雑入	13
9 市債		142,100
	1 市債	142,100
歳入合計		779,400

2 歳出

款	項	金額
1 管理費		千円 176,694
	1 施設管理費	176,454
	2 水洗化促進費	240
3 公債費		601,706
	1 公債費	601,706
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		779,400